

西九州大学と神崎市教育委員会との教育実習に関する協定書

西九州大学と神崎市教育委員会（以下「両者」という。）は、教育実習の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が連携・協力し、西九州大学における教育実習の質的水準の向上を図るとともに、教育実習生を受け入れる小学校及び中学校（以下「実習校」という。）における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）実習校における教育実習の実施に関すること。
- （2）実習校の教育の充実・発展に関すること。
- （3）その他両者が必要と認める事項

（教育実習協議会）

第3条 両者は、第1条に規定する目的を推進するために、教育実習協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書は、協定書締結の日から効力を発するものとし、両者の一方又は双方から連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は、継続するものとする。

（雑則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者が協議してその解決を図るものとする。

3 この協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

平成28年12月27日

佐賀県神崎市神崎町尾崎4490番地9

西九州大学

学長 向井 常博

（署名）

向井常博



佐賀県神崎市千代田町直鳥166番地1

神崎市教育委員会

教育長 田代 高規

（署名）

田代高規

